



平成 25 年 6 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社免疫生物研究所
(コード番号：4570)
本店所在地 群馬県藤岡市中字東田1091-1
代 表 者 代表取締役社長 清藤 勉
問 合 せ 先 取締役財務経理部長 中川 正人
電 話 番 号 0274-22-2889 (代表)
U R L <http://www.ibl-japan.co.jp>

行使価額修正条項付き第1回新株予約権（第三者割当て）の発行及び コミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 6 月 14 日付けの取締役会決議において、第 1 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成 25 年 7 月 5 日
(2) 発行新株予約権数	70,000 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 210 円（総額 14,700,000 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：70,000 株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 13,671 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、70,000 株です。
(5) 資金調達額（新株 予約権の行使に際し て出資される財産の 価額）	1,362,800,000 円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額 19,530 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 先	メリルリンチ日本証券株式会社
(9) そ の 他	当社は、メリルリンチ日本証券株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結する予定です。当該第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「資金調達の方法」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記3(2)「他の資金調達方法との比較」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、メリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）より提案を受けた下記3(1)「資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記3(2)「本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、下記3(2)「本スキームのデメリット」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達を行おうとするものであります。

【資金調達の目的】

当社は、昭和57年に医薬品及び医薬部外品の免疫学的研究、開発、製造及び販売を目的として設立され、約30年の間、「抗体」を中心にその成果を事業化してまいりました。平成19年3月、大阪証券取引所へラクレスへ株式を上場し、現在、若干ではありますが、2期（平成24年3月期及び平成25年3月期）連続の営業利益を計上したほか、3期（平成23年3月期～平成25年3月期）連続で営業キャッシュ・フローがプラスとなり、現時点における事業運営の基礎となる運営資金を確保しております。しかしながら、当社の現在の事業基盤である研究用試薬関連事業を展開している市場は、その規模に比して競合他社が多数存在し、将来的な収益の伸張に限界があり、資金が不足する可能性があります。

このような状況の中、当社は、平成21年6月に株式会社ネオシルクを子会社化し、目的タンパク質を遺伝子組換えカイコの繭中に生成させる技術を導入することで、社会的需要の高い数種類の有用タンパク質の生産に成功しております。現在は、中でもワクチンやヒト・コラーゲンなど、医療や健康に直接役立つ有用タンパク質に重点を置き、実用化に向けた研究開発に邁進しております。

これまで組換えタンパク質の生産系としては、(1)大腸菌や酵母といった微生物や(2)動物の培養細胞が主に用いられてきました。しかし、これらの方法の問題点として、精製が困難であったり、(1)では複雑な構造のタンパク質の生産が困難に必要な活性が得られない、(2)では大量生産のための設備や運用に多額の資金や技術が必要でコストが上がってしまう、といった問題が挙げられます。一方、これらの問題を解決して大量の良質なタンパク質を安価に生産するために、(3)遺伝子組換え生物（ホニュウ類、鳥類、昆虫など）を用いた組換えタンパク質の生産系に注目が集まっております。そして(3)の中でも、当社の所有する遺伝子組換えカイコによるタンパク質生産技術は、世界に唯一の独自の生産系として他の生産系に優る数々の利点を備えるものであります。

まず、カイコという生物は、絹タンパク質を含有する繭をわずか数日で作り上げるという、高いタンパク質合成能力を有する昆虫であり、大量生産に適しております。また、カイコは既に安全に家畜化されており、我が国における長年の養蚕技術の蓄積により、他の遺伝子組換え生物と比べても管理された繁殖・飼育に向けた生物であります。次に、当社の技術は、目的の組換えタンパク質をカイコの繭のセリシンの中に分泌させるという特長を持ちます。カイコの繭は主として絹糸の本体であるフィブロインとそれを取り巻くセリシンの2種類のタンパク質で構成されています。このセリシンは可溶性であるため、セリシン中に分泌された目的タンパク質は簡便に抽出・精製することができ、低価格化に貢献します。また、微生物ではできなかったフィブリノゲンを始め、ヒト・コラーゲンや抗体といった複雑な構造や活性を持つタンパク質の生産も可能となります。

また、この技術は、当社が基盤事業として展開してまいりました「抗体」の生産においてはさらにその優位性を発揮します。従来、抗体を大量に生産するために、モノクローナル抗体産生細胞（ハイブリドーマ）をマウスの腹腔内に注射し腹水から抗体を回収する方法が行われてきました。この方法は動物個体を使用するため、動物の個体差により生産ロットの安定した品質を確保することが難しく、精製も容易ではありません。一方で、動物愛護の観点からマウスの使用を制限する動きがあり、欧州ではマウスによる生産を禁止する国も出てきております。今後は国内でも同様の規制が実施される可能性も懸念され、既に業種によっては、全ての実験系において動物の使用を避けるという流れも見られております。これに対し、カイコによる生産系はタンパク質の品質の安定化、精製の簡便化を解決できるだけでなく、動物愛護の問題から除外される昆虫を用いることで、将来へ向け安定した事業展開が期待できると考えられます。

このように、遺伝子組換えカイコを用いた当社の技術は、抗体を含む組換えタンパク質の需要が高まる中、品質、生産性、運用性、いずれにおいても従来の技術を凌ぐ有望な基幹技術として当社の将来の事業を支えるものと期待されます。

現在、当社は、遺伝子組換えカイコ事業において、有限会社生物資源研究所と共同で、カイコの繭からインフルエンザワクチンを生産する研究を計画通り進行させておりますが、最終的に医薬品として実用化するまでの開発プロセスには長い期間と莫大な資金が必要となります。そこで、当社の戦略としましては、まず現在進めている動物用のワクチンについて、東南アジアにおいて鶏、豚等の動物用医薬品として5年以内の事業化を目指してまいります。そのためには生産拠点や設備への投資、優秀な技術を有するパートナーとの連携などが必要となり、提携、M&Aも視野に入れた活動を展開してまいります。

一方、当社は、遺伝子組換えカイコの繭にヒト・コラーゲンを発現させることに成功し、現在使用されている魚や豚等の異種タンパク質から生産されるコラーゲンとは異なる、今までにないまったく新しい化粧品原料として、化粧品業界へ参入いたします。当社のヒト・コラーゲンは、我々ヒトの体内にあるコラーゲンと同じアミノ酸から構成されているためにアレルギーを起こす危険性が低く、人の肌に優しい安心・安全なコラーゲンとして、全世界に販売を展開してまいります。しかし、化粧品業界は、当社にとって、まったく新しい分野へのチャレンジであることから、化粧品業界に精通し、当社のヒト・コラーゲンの安心・安全を共に追求する企業との提携・関係強化が必要となり、そのためのパートナーの獲得活動を展開しております。その他、これまでの研究開発により生み出した、フィブリノゲンやその他の有用なタンパク質の開発スピードを加速するために、案件に応じた開発あるいは提携パートナーの獲得活動を積極的に展開してまいります。

以上のように、今回の資金調達の目的は、遺伝子組換えカイコ事業の実用化を加速させるために行うものであり、当社の企業価値を向上させ、その結果、既存株主の皆様利益にも資するものと考えております。なお、当社が現在保有する資金は、既存の事業運営の基礎となる運転資金として活用し、安定した事業運営を目指してまいります。また、今回調達する資金は、上記の事業計画を実現するための資金として有効活用するとともに、有用な企業との提携等を目的とした借入金の金融機関への返済に充当し、金利負担の軽減を図り財務の健全化の向上に努めてまいります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。）を第三者割当ての方法によって割当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社はメリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

【本新株予約権の行使の指定】

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。）をメリルリンチ日本証券に付与したうえで、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならない。また、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度、大阪証券取引所へ適時開示を行います。

【本新株予約権の行使の停止】

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を

指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

【本新株予約権の取得に係る請求】

メリルリンチ日本証券は、平成25年7月8日から平成27年5月31日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、又は平成27年6月1日以降平成27年6月15日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に本新株予約権を取得します。

【本新株予約権の譲渡】

本新株予約権が譲渡された場合でも、コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、当社が割当先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、当社の既存株主に与える株式価値の希薄化を極力抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

【本スキームの特徴】

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は70,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（平成25年3月31日現在の総議決権数に対する最大希薄化率は、11.4%）。
- ③ 当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ④ 本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。
- ⑤ メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有していないものの、かかる当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。
- ⑥ メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

【本スキームのデメリット】

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ④ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・本新株予約権に係る調達資金	1,381,800千円
本新株予約権の払込金額の総額	14,700千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,367,100千円
・発行諸費用（弁護士費用、会計士費用、司法書士費用、信託銀行費用等）	19,000千円
・差引手取概算額	1,362,800千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額 (円)	支出予定期間
①各種動物用ワクチンの製造、分析、評価、非臨床試験	380,000,000	平成25年10月 ～平成28年3月
②化粧品業界における有用な企業の連携、獲得	200,000,000	平成25年10月 ～平成27年3月
③遺伝子組換えカイコによる新規有用タンパク質候補獲得のための研究開発費及び事業化に向けた、提携パートナーの獲得活動資金	100,000,000	平成25年10月 ～平成28年3月
④金融機関からの借入金返済	200,000,000	平成25年10月
⑤生産拠点の設立及び付随設備	482,800,000	平成26年3月 ～平成27年9月

①各種動物用ワクチンの製造、分析、評価、非臨床試験の主な内訳

平成26年3月期において、製造、分析、評価のための研究開発費に50,000,000円、平成27年3月期及び平成28年3月期において、各種動物用医薬品における非臨床試験、治験薬製造費用及び研究開発費に330,000,000円を見込んでおります。

②化粧品業界における有用な企業の連携、獲得の主な内訳

新規参入分野である化粧品業界において、平成26年3月期及び27年3月期において、化粧品業界に精通する人材の確保に30,000,000円、信頼できる化粧品業界の企業との提携、M&Aに170,000,000円を見込んでおります。

③遺伝子組換えカイコによる新規有用タンパク質候補獲得のための研究開発費及び事業化に向けた、提携パートナーの獲得活動資金の主な内訳

新規有用タンパク質候補獲得のための研究開発費については、平成 26 年 3 月期から平成 28 年 3 月期において、研究開発費 50,000,000 円、生産に成功した有用タンパク質の事業化に向けた、提携パートナーの獲得活動資金に 50,000,000 円を見込んでおります。

④金融機関からの借入金返済の主な内訳

金融機関からの借入金（平成 25 年 9 月末残高）の返済として 200,000,000 円を見込んでおります。

⑤生産拠点の設立及び付随設備の主な内訳

平成 26 年 3 月期において、群馬県内に生産拠点の設立及び付随設備に 250,000,000 円、平成 28 年 3 月期において、別途新たに、生産拠点の設立及び付随設備に 232,800,000 円を見込んでおります。

- (注) 1 差引手取概算額については、上記の通り支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
- 2 上記資金使途は、平成 28 年 3 月期までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。
- 3 割当予定先との間で締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約には、当社による行使指定条項が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指定を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によりましては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、平成 25 年 10 月以降において上記事業計画に支障が生じることが想定されるため、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う予定であります。なお、上記見直しを行った場合、その都度、大阪証券取引所へ適時開示を行います。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記 2 の通り、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当先であるメルリランチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストの発生を仮定して評価を実施しました。当社は、これを参考として、本新株予約権 1 個の払込金額を金 210 円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成 25 年 6 月 13 日）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である 13,671 円を下回ることはなく、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を上回る金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成 25 年 3 月 31 日現在の総議決権数に対して最大 11.4%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記 2 の通り、今後収益の向上を図り、企業価値の増大

を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 70,000 株に対し、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 46,295 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	メリルリンチ日本証券株式会社			
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目ビルディング			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 瀬口 二郎			
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業			
(5) 資 本 金	119,440 百万円			
(6) 設 立 年 月 日	平成 10 年 2 月 26 日			
(7) 発 行 済 株 式 数	2,388,801 株			
(8) 決 算 期	3 月 31 日			
(9) 従 業 員 数	1,028 名			
(10) 主 要 取 引 先	機関投資家、政府機関、内外の事業法人・金融法人			
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、みずほコーポレート銀行、シティバンク銀行、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店			
(12) 大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%			
(13) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	該当事項はありません。			
人 的 関 係	該当事項はありません。			
取 引 関 係	該当事項はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。			
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円)				
	決算期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
営 業 収 益		64,446	55,498	52,640
営 業 利 益		9,746	△6,315	△12,719
経 常 利 益		14,172	△2,029	△7,399
当 期 純 利 益		22,123	△77,544	5,054
純 資 産		210,136	138,935	143,990
総 資 産		4,490,376	2,790,258	3,289,717
1 株当たり当期純利益(円)		11,150	△32,613	2,116
1 株当たり配当金(円)		-	-	-
1 株当たり純資産(円)		90,366	58,161	60,277

(注) 当社は、メリルリンチ日本証券の最終持株会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの株式がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所及び東京証券取引所に上場されていること、メリルリンチ日本証券が金融商品取引業者としての登録を行っているほか、東京証券取引所等の取引参加者であり、また、日本証券業協会に加入していること等の事実、並びに、メリルリンチ日本証券が反社会的勢力の排除に関する基本方針をホームページにおいて公表していることから、大阪証券取引所に対して、割当先と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を提出しており、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

(2) 割当先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先を検討してまいりましたが、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内の金融機関からも資金調達の方法の説明や提案を受

け、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれることなど、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

その中で、メリルリンチ日本証券から提案を受け、「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 【本件スキームの特徴】」に記載した商品性やメリルリンチ日本証券の過去の実績等を総合的に勘案して決定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(旧「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」)(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

また、当社とメリルリンチ日本証券は、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同規則の取扱い2(1)乃至(6)までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当先の平成24年3月期の事業概要に含まれる貸借対照表から、割当予定先における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに足りる十分な現金・預金を保有している旨の報告を受けております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の特別利害関係者(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1項第31号イ及びロに定義される)は、本新株予約権の割当先であるメリルリンチ日本証券との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成25年3月31日現在)		
氏名	持株数	持株比率
清藤勉	112,370株	18.23%
松井証券株式会社	29,240株	4.74%
岩井化学薬品株式会社	20,000株	3.24%
栄研化学株式会社	12,500株	2.02%
株式会社東和銀行	10,000株	1.62%
大阪証券金融株式会社	8,930株	1.44%
日本生命保険相互会社	8,000株	1.29%
株式会社SBI証券	6,690株	1.08%
宇佐美益則	6,150株	0.99%
I B L従業員持株会	5,010株	0.81%

(注) 今回の新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、今回の新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した持株数及び持株比率を算定しておりません。したがって、大株主及び持株比率の状況は募集前後を通じて同一となりますので、「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成26年3月期の業績及び中期経営計画に与える影響は、現在精査中であり、確定次第、速やかに開示いたします。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、6. 発行条件等の合理性 (2) に記載の通りであり、平成25年3月31日現在の総議決権数に対して最大11.4%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	1059	1059	915
営業利益	△185	△64	23
経常利益	△189	△34	54
当期純利益	△230	△103	42
1株当たり当期純利益（円）	△373.35	△167.94	69.48
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	3,495.73	3,323.80	3,395.54

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年6月14日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	616,400株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	616,400株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	70,000株	11.4%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	70,000株	11.4%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始 値	840 円	1,234 円	973 円
高 値	3,280 円	1,600 円	9,750 円
安 値	805 円	750 円	915 円
終 値	1,230 円	1,003 円	5,040 円

② 最近6か月間の状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	4,950 円	6,300 円	18,700 円	29,450 円	33,100 円	26,500 円
高 値	7,400 円	20,390 円	44,000 円	36,900 円	42,000 円	28,070 円
安 値	4,910 円	5,880 円	18,000 円	20,300 円	22,700 円	15,690 円
終 値	6,270 円	20,390 円	28,800 円	32,500 円	27,360 円	19,530 円

(注) 平成25年6月の株価については、平成25年6月13日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成25年6月13日
始 値	19,100 円
高 値	20,260 円
安 値	18,720 円
終 値	19,530 円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項は、ありません。

以 上

(別紙)

株式会社免疫生物研究所第1回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社免疫生物研究所第1回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成25年7月4日

3. 割当日

平成25年7月5日

4. 払込期日

平成25年7月5日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式70,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。）。

但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

70,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金210円（本新株予約権の目的である株式1株当たり210円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初19,530円とする。

10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が13,671円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新発行} \cdot \times & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{処分株式数} & \text{払込金額} \\ & & \text{既発行} & + & \\ & & \text{株式数} & & \text{時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \\ & & & \text{既発行株式数} & + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当

社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月8日から平成27年7月7日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり210円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり210円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置き、割当先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当先に対するコストの発生を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金210円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成25年6月13日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 高崎支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上